

公益財団法人兵庫県国際交流協会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）が公開・管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益財団法人兵庫県国際交流協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）
公益財団法人兵庫県国際交流協会が管理するホームページで、<http://www.hyogo-ip.or.jp/>で始まるものをいう。
- (2) 広告
文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載場所)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、協会がこれを定めるものとする。

(広告の範囲)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告を掲載しない。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (2) 社会問題についての主義・主張
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) 法令、規制等に反するもの
- (9) 求人広告に関するもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (11) 貸金業に関するもの
- (12) その他掲載する広告として適当でないと協会が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は原則次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦40ピクセル横140ピクセル
- (2) 形式 静止したGIFファイルまたはJPGファイル
- (3) 広告を掲載するページ 協会ホームページのトップページ
- (4) 位置及び枠数 協会がこれを定める

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1ヶ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、協会が別に定める。

5 協会は、7日間を超えて協会ホームページの運営を停止した場合、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

(広告掲載の申込み)

第7条 協会ホームページへの広告の掲載を希望する者は、別に定める広告掲載申込書及び会社概要や活動概要などがわかる資料を、広告掲載希望月の前々月末日までに協会に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 協会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査を行い、広告掲載を決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は第4条及び第5条の規定に基づき作成した広告を、協会が指定した日までに、電子メールもしくはCD-R等の記録媒体により、協会に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 協会は、提出された広告原稿の内容が第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載にかかる料金は、1枠1ヶ月につき10,000円(消費税込)とする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載開始日の10日前までに広告掲載料を協会に納付しなければならない。

(広告掲載の方法)

第12条 協会は第9条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日前日の午後1時から広告掲載開始日当日の午前10時までに掲載するものとする。

2 協会は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日当日の午後1時から広告掲載終了日翌日の午前10時までに取り除くものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 協会は、掲載された広告又はそのリンク先のホームページ内容が、第4条の規定に反すると判断した時は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により協会に申し出なければならない。ただし、既に協会に支払いを済ませた広告料の払い戻しは、原則として行わない。

(広告掲載料の返還)

第15条 協会は、納付した広告掲載料を、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかった場合を除き、返還しない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、1ヶ月単位で当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、協会にあらかじめ協議するものとし、第9条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第9条3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会の判断に従うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協会が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。